

# 神戸市エンジニア創出事業運営業務委託仕様書

## 1. 業務目的

神戸市は、全国的に不足しているエンジニアの育成・コミュニティ形成の推進を通じ、起業およびスタートアップを含む市内企業との連携による神戸経済の活性化を目指している。このため、学生を含む若年層のエンジニアを主な対象とし、市内コミュニティの見える化・ネットワーキング機会の提供、及びプログラミングを学習するエンジニアへのスキルアップの機会を提供することとする。

加えて、エンジニアの関心を惹きつけるイベント等を市内関係団体とともに実施するとともに、さらなるスキルアップを志す若年層には、オンライン学習サービスの提供、スタートアップを含む市内企業へのインターンシップの機会の創出をすることで神戸から世界に通用するCTO/COOの育成をめざす。

## 2 事業概要および業務内容

### (1) 趣旨

受託者は、学生を含む神戸市在住・在学・在勤の若年層を対象とし、本事業の運営主体として、実証事業を含む複数の事業を組成・運営・管理する。具体的には、「①エンジニアコミュニティの運営・コミュニティマネージャーの設置」、「②市内エンジニアや関連組織が集合するイベントの実施」、「③若手エンジニアの市内企業インターンにつながる仕組みの構築、及びインターンの受け入れを希望する企業とのイベント実施」、「④オンライン学習サービスの提供」に加え、神戸市との協議の上、全体企画、再委託、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。

なお、以下に記載の運営内容にとどまらず、神戸市は受託者による提案も受け付けることとする。

### ① エンジニアコミュニティの運営・コミュニティマネージャーの設置

対象： 神戸市在住・在学・在勤のプログラミングを学んでいる、もしくは学びたいと思っている若年層

場所： オンライン（Slack、Twitterなどのツール上で管理する）及びリアル

目的： 市内のエンジニアコミュニティのハブの形成および若手エンジニアの交流機会の創出

内容： ・神戸市内で週1～2日の頻度で稼働できるコミュニティマネージャーを配置すること。

・市内の各コミュニティの運営メンバーとの関係性構築を行うとともに、連携した取り組みを実施すること。また、市内でエンジニアを目指す人材の発掘およびコミュニティへの受け入れを行うこと。

・本コミュニティに属する若手エンジニアが取り組む学習支援の内容について随時把握を行い、その情報に応じてウェブページやSNS、メール等で若手エンジニア間の交流や学習促進に資する情報を発信すること。

・プログラミング学習者のニーズに合わせた支援策やイベント、企業へのインターン情報について、本コミュニティ内にて最低1週間に1回は紹介すること。また、市内支援事業者、コミュニティや、支援策、イベントをリスト化すること。

・本事業では、市内のエンジニアコミュニティや、エンジニアに関わる組織・支援・イベントを流動的にエンジニアに届ける役割を担う。そのため、市内で、他のコミュニティや組織（教育機関、行政機関）が実施する、エンジニアにとって有用な知識（例：AI技術、UI/UX）に関する勉強会やイベントの周知や、場合によっては登壇者の提案、運営のサポートを実施する。

・市内エンジニアコミュニティを掘り起こし、ウェブページへ掲載・発信すること。

なお、本事業において現行で活用している下記の媒体については、前年度の本業務受託者から管理に係る権限を引継ぎ、継続して運用できるものとする。ただし、その管理に係る権限を放棄する場合は、委託契約締結日から15日以内にその旨を神戸市に連絡すること。なお、発信に際し利用するアカウント名やサイト名など、コミュニティの名称に関わる情報については、神戸市と協議の上決定することとする。

**【活用可能な媒体】**

- ・ X(Twitter): [https://twitter.com/kobe\\_engr\\_lab](https://twitter.com/kobe_engr_lab)
- ・ Compass: <https://kobe-engr-lab.compass.com/>
- ・ Studio: <https://kobe-engr-lab.studio.site/>
- ・ Slack

**② 市内エンジニアや関連組織が集合するイベントの実施（年間2回・参加者80~100人程度）**

**ア、エンジニアにとって有用な知識（例：AI技術、UI/UX）に関する勉強会（年間4回・参加者30~40人）**

対象： 神戸市在住・在学・在勤のITエンジニア

場所： 神戸市と協議の上決定すること

目的： 市内で活躍するエンジニアの可視化

内容： 他コミュニティも連携をし、コミュニティ卒業生を含む、神戸に関わるコミュニティ、教育機関、企業、エンジニアなど、1で作成したリストに記載された関係者を巻き込んだイベントを実施する。内容としては、市内のコミュニティやエンジニアによるパネルディスカッションや、企業を巻き込んだワークショップやハッカソン、市内エンジニアによるLT会など複数のコンテンツが集まったイベントを想定するが、内容に関しては、事業者の提案をもとに神戸市と協議の上、決定する。なお、必要に応じて、開催場所の提供やイベント広報については、市と協議の上、決定するものとする。

**③ 若手エンジニアの市内企業インターンにつながる仕組みの構築、及びインターンの受け入れを希望する企業とのイベント実施（年3回、各回3社のインターン企業が登壇。各回参加者：20~30名。年間インターン10名）**

対象： 本コミュニティからのインターン受け入れを検討する、神戸市が支援するスタートアップを中心とした、エンジニアの活躍する場を提供する市内企業および本コミュニティに属する若手エンジニア。

目的： 市内エンジニアの実戦の場の創出によるエンジニア自身のスキルアップ。また、IT企業やその他企業とエンジニアの接点を増やすことによるエンジニア人材の流動化の促進も目的とする。

内容： ・神戸市や他市内の組織と連携し、年間を通じて、エンジニアのインターン受け入れを検討する企業の発掘およびウェブページへの掲載を行うこと。  
・年間3回、各回3社の企業の課題をもとに取り組むハッカソンイベントを開催すること。企業とエンジニアが双方について理解を深め、インターンにつながり得る内容とすること。  
・その他、企業および若手エンジニアおよび市内企業のニーズを把握し、インターンにつながる提案があれば、随時神戸市と協議の上、実施すること。

**④ オンライン学習サービスの提供（合計50名程度）**

対象： ITエンジニアとして十分な知識・実績を持つ神戸在住・在学・在勤の若年層

目的： プログラミングを学び、職業とすることを目指す方への支援

内容： ・IT企業での就業を目指す方等を対象に、それぞれのニーズに合わせたオンライン学習サービスを無償で提供すること。

- ・対象者の募集、選定を行うこと。
- ・提供するオンライン学習サービスについては神戸市と協議のうえ決定すること。
- ・若手エンジニアおよび市内企業のニーズを把握し、企業の課題をテーマとしたハッカソンなどのイベント開催により交流機会を創出すること。

## (2) 実施スケジュール（契約締結日から令和7年3月31日まで）

業務スケジュールは受託者と神戸市にて協議の上確定することとする。

（想定スケジュール）

令和6年4月1日	委託契約締結
令和6年4月中旬	エンジニアコミュニティ 運営開始
令和6年7月～	オンライン学習サービスの提供
令和6年6月～翌3月	プログラミングに関する勉強会・イベントの開催、インターンにつながるイベントの開催

## 3. 委託料(上限)

4,500,000円（税込み）

## 4. 成果物の提出

受託者は、神戸市（以下「委託者」という）が定める次の「7. 本作業上の条件」に基づき、定められた期日までに本件の業務を確実に行うとともに、下記に定める成果物を作成し、成果物納品場所へ納入しなければならない。

(1) 業務の実施中に提出する書類(令和6年5月以降、毎月提出すること)

- ・実施状況報告書

実施状況報告書には下記の情報を必ず記載すること

- ① 神戸市内の若手エンジニアコミュニティリスト(毎月更新を行うこと)
- ② 市内コミュニティとの連携案件およびイベント実施報告(参加者数、参加者の属性など)

- ・業務打合せ書等記録簿

(2) 業務の完了時に提出する書類(令和6年3月末日までに、納品すること)

- ・業務完了届
- ・業務報告書
- ・業務報告書（概要版）
- ・その他、業務によって得られた資料一式

## 5. ウェブ媒体の管理権限

- ① 受託者が本業務の遂行のために作成・運用するSNSやウェブサイトなどの媒体について、神戸市が本事業を2025年4月以降も継続実施する場合、受託者は当該媒体の管理に係るすべての権限を神戸市が指定する事業者へ譲渡すること。
- ② 指定された事業者がその権利を放棄する場合、本業務の受託者はその媒体を継続して運用することができる。ただし、そのアカウント名やサイト名を含む運用方法については、神戸市が本事業を継続するにあたり支障がない方法を神戸市と協議の上決定すること。

## 6. 著作権の帰属

- ① 本業務の履行により成果物が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利(以下「著作権等」という。))は、神戸市に帰属、若しくは乙は神戸市に譲渡する。
- ② 乙は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ③ 乙は、神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- ④ 乙の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、乙は、神戸市に生じた損害を賠償しなければならない。

## 7. 本作業上の条件

- ① 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ② この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、専門的で高度な解析が必要となるなど再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に委託者の承認を得て再委託することができる。
- ③ 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- ④ 「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」(いずれも神戸市ホームページ掲載)を遵守すること。
- ⑤ 成果物の作成には、原則としてマイクロソフト社のWord、Excel、PowerPointを使用すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。

## 8. 成果物納品場所

住所 〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
神戸市経済観光局 新産業創造課 担当：織田、浅尾  
電話 078-984-0293 FAX 078-984-0299  
電子メールアドレス shinsangyosozo@office.city.kobe.lg.jp

(以上)